

第4回 土地利用基本計画制度に関する検討会 議事録

日時：平成28年9月26日（月）15時00分～16時58分

場所：三田共用会議所 第3特別会議室

【福島国土管理企画室専門調査官】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回土地利用基本計画制度に関する検討会を開催させていただきます。

本日はご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまで暫時司会を務めさせていただきます、国土交通省国土政策局総合計画課の福島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、資料1として、委員等名簿、資料2としまして、「土地利用基本計画制度と地方分権改革について」、資料3といたしまして、20枚ほどの資料になりますけれども、「土地利用基本計画制度のあり方について 中間とりまとめ（案）」、参考資料1としまして、第3回検討会議事要旨、参考資料2といたしまして、「土地利用基本計画制度に関する検討会開催要領」を配付しております。以上の資料に不備がございましたら、事務局までお知らせください。

それから、本日、今までと会場が異なりまして、マイクの使い方なんですけれども、オブザーバーの皆様、それから委員の皆様のお手元のマイクについては、ご発言いただく際はマイク台の真ん中の四角いスイッチを押していただきますようお願いいたします。赤いランプがつかまりましたら、ご発言ください。ご発言が終わりましたら、再び真ん中のスイッチを押して電源をお切りいただけるようご協力をお願いいたします。

続きまして、オブザーバーとして関係省庁から、人事異動に伴い新たにご参加いただく方をご紹介します。

まず、国土交通省政策統括官付で土地・建設産業局企画課の佐竹課長でございます。

【佐竹政策統括官付・企画課長】 佐竹と申します。よろしくお願いいたします。

【福島国土管理企画室専門調査官】 同じく、国土交通省都市局都市計画課、宮川課長補佐でございます。

【宮川国土交通省都市局都市計画課課長補佐】 宮川でございます。よろしくお願いいたします。

【福島国土管理企画室専門調査官】 次に、出欠等についてご紹介いたします。本日は、

内海委員におかれましてはご欠席となっております。広田委員におかれましては、遅れていらっしゃるということでございます。また、本日は林野庁計画課、松本課長補佐に代わりまして、尾崎森林計画官、同じく林野庁治山課、野木課長補佐に代わりまして、小林係長が出席されております。また、国土交通省都市局、石井企画専門官はご欠席となっております。

では、これより議事に入りますので、以降の議事運営は中出委員長にお願いいたします。

【中出委員長】 それでは、議事に入らせていただきます。お手元の議事次第をごらんいただきますと、今日の議事につきましては、中間とりまとめとなっております。よろしく申し上げます。

それでは、まず、議事に入ります前に、資料2、「土地利用基本計画制度と地方分権改革について」に沿って、事務局より説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【福島国土管理企画室専門調査官】 それでは、資料2の説明に入らせていただきます。

本検討会でご議論いただいておりますテーマのうち、地方分権改革の流れを踏まえた土地利用基本計画制度のあり方については、内閣府が事務局をしております地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会等においてもご議論をいただいているところでございます。

今般、この有識者会議等からのご指摘も踏まえまして、改めまして、土地利用基本計画制度と地方分権改革について、簡単にご紹介させていただきます。今までの第1回、第3回のご説明とも多少重複することもございますけれども、ご容赦ください。

まず、資料2を見ていただきまして、1番、これまでの改正経緯ということで、土地利用基本計画が地方分権との関係でどのように変わったかということをご説明させていただきます。

まず、昭和49年に国土利用計画法が制定されましたが、この際は都道府県が策定する土地利用基本計画については、内閣総理大臣の承認を要することとされておりました。

時代が変わりまして、平成12年、地方分権一括法が施行されまして、土地利用基本計画の策定事務が都道府県の自治事務となり、国の関与の仕方としては、「承認」から「同意を要する協議」に変更されました。

そして、平成23年にこちらも地方分権一括法で、「同意を要する協議」から、「(同意を要しない) 協議」と変更されました。この時点で意見聴取とされなかった理由としましては、「個別規制法の実施段階で、一定の範囲で国の関与がある下では、土地利用基本計画の実効性の確保のため、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分」ということで、意見聴取ではなく、「(同意を要しない) 協議」ということに整理されております。

2番に移りまして、昨年、平成27年の地方公共団体からのご提案ということで、土地利用基本計画の策定手続に関する国の関与について、以下の3つのパターンでご提案をいただいております。

まず、関西広域連合さんからのご提案としましては、国土交通大臣への協議については、もう事後報告に変更してほしいと、それから栃木県さんからのご提案としましては、計画書については協議存置だけれども、計画図につきましては事後報告に変更するべきだと、そして広島県さんからのご提案としましては、計画書、計画図ともに意見聴取でいいのではないかとのご提案をいただいております。

3番に移りまして、これらのご提案を踏まえまして、政府としてのご提案に関する対応方針を昨年末に閣議決定しておりますけれども、こちらにおきましては、土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議につきましては、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度のあり方の検討の状況及び都道府県のご意向を踏まえ、適切なあり方について検討し、平成28年中に結論を得るといふこととされております。

1枚おめくりいただきまして、裏のページになりますけれども、4番、先月、8月5日に地方分権改革の有識者会議の提案募集検討専門部会ということで、土地利用基本計画についてもヒアリングがございました。この際の有識者委員会からの指摘事項といたしましては、まずは、都道府県の方々へのアンケート結果では、「引き続き協議」を支持される方が26%にとどまるということもあり、何らかの形で制度改正なりを検討してほしいという意見が圧倒的多数なのではないかというご指摘や、計画法は行政法では非常に重要な分野で、調整というのは非常に重要だということは承知しており、それは否定していないと、ただし、一律に国の関与を外すということではなくて、国の関与の縮減の方向で検討できないかといったご意見をいただいております。

続きまして、5番の説明に移らせていただきます。4番で申し上げました提案募集検討専門部会からのヒアリングも踏まえまして、主な再検討の視点ということで、専門部会のほうから取りまとめていただいておりますけれども、こちらでもアンケートや閣議決定も勘案しまして、運用改善ではなく、少なくとも現行制度を改正する方向で結論を得るべきではないかですとか、アンケートの結果や地方の意見も踏まえて協議のあり方については検討を行うべきではないかといったご意見をいただいております。

資料2の説明については、以上になります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。質問等は後でお受けすることにして、続いて議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議事であります中間とりまとめにつきまして、残りの時間をとりたいと思いますので、議論を行いたいと思いますが、それにつきまして、まず事務局から資料3の土地利用基本計画制度のあり方についての中間とりまとめ（案）の説明をお願いして、その

後、議論させていただきたいと思います。

では、説明をお願いします。

【藤原国土管理企画室長】 国土管理企画室長の藤原です。座らせて説明させていただきます。

お手元の資料3につきまして、ご説明いたします。タイトルにつきましては、「土地利用基本計画制度のあり方について 中間とりまとめ（案）」ということございまして、9月にこの検討会で取りまとめをいただくというような内容になってございます。

初めに、後ろのほうでございまして、22ページをおめくりいただきますと、これまでの検討会における検討経緯が書いてございます。これまで、本年1月から3回にわたりご議論いただきまして、土地利用の課題、あと、総合調整機能について、あるいは制度の利活用について、そして前回、第3回では地方分権の流れを踏まえた制度のあり方についてということ、あと、論点整理についても一定の骨子レベルの内容のものをお示したところでございます。これらを踏まえまして、本日、第4回ということ、中間とりまとめ（案）についてご議論いただくという次第でございまして。

それでは、表紙裏の1ページ、目次をお開きいただけますでしょうか。こちらの内容につきましては、前回まで資料でお示した内容、あるいは委員の皆様方からご議論、ご発言いただいた内容を踏まえまして、中出委員長のもと、一定のとりまとめ（案）として取りまとめいただきまして、また事前段階では、委員の皆様方にさまざまご意見等を賜りまして、誠にありがとうございます。

こちらの内容につきましては、前回ご議論をいただきました論点整理の案の中に、プラス前回地方分権に係る対応についてご議論をいただいておりますので、そちらのほうを新たに加えて、さらに文章を肉づけしたような内容になってございます。

大きく5つの柱から目次のとおりになっておりまして、1番が検討会開催の背景。2番としまして、土地利用上の課題の質的变化、そして、総合調整の必要性についてということでございます。また、3番としまして、土地利用基本計画制度の意義についてということ。そして、4番目としまして、今回大きく書き加えてございまして、地方分権改革の流れを踏まえた土地利用基本計画に対する国への協議のあり方についてということでございます。そして、5番目としまして、今後に向けてということで、その他、利活用のあり方等についても触れた形で、最後、結びということで結んでいると、こういった構成になってございます。

それでは、順にご説明いたします。まず、2ページでございまして、1番、検討会の開催の背景でございます。こちらにつきましては、柱立ては前回お示した内容とは大きく変わっておりませんで、そちらに文章化するような形で肉づけをさせていただいたような内容になってございます。

制度創設後、40年余りが経過して、土地利用調整へのニーズが変化していること、あ

るいは地方分権推進ですとか、行政効率化の観点からも、国への協議のあり方について、検討が要請されていること、以上を踏まえた検討を行っている旨を触れてございます。

続いて、2番といたしまして、土地利用上の課題の質的变化、そして土地利用の総合調整の必要性についてでございます。こちらにつきましては、前回ご提示したものに比べまして、内容的には大分追記をしております。主には、これまで検討会で提示をしてきた資料、あるいは委員の皆様方からご発言いただいた内容が中心となって書き加えてございます。

昭和49年の制度発足当初のころでは、土地利用の競合の調整ですとか、無秩序な開発の防止といったことが総合調整の大きな目的であったものが、40年余りが経過する中で、人口減少などが予想される中、その役割も変わりつつあるというところでございます。

おめぐりいただきまして、上段でございますが、土地利用の需要の競合の総合調整を行う必要性は低下している中では、総合調整を義務づける必要はないという意見も一部にはございましたけれども、以下、書きますように、今日的な土地利用上の課題も一方であるというお話でございます、引き続き、個別法のみならず横断的な観点からの土地利用の総合調整というのは必要ではないかという内容になっております。

3ページ、中ほど(1)でございますが、土地利用上の課題としましては、40年余り制度発足から経過する中でも、今日的な課題が出るとともに、制度発足当初から残る普遍的な課題というものもあるということで、順にご紹介してございます。

①としまして、人口減少下での国土の管理水準の低下ですとか、土地利用の非効率化に対する課題でございます。2つ目のポツにございますように、土地を管理せずに放置した場合の問題ですとか、あるいは空き家、空き地など低・未利用地の増加、あるいは耕作放棄地の増加といった土地利用の非効率化の問題。

あるいは、その次、低密度な市街地の形成の可能性の話、さらに、それに伴う生活サービスの維持ですとか、公共交通の維持が困難になっているといった課題。あと、次のページに入っていただいて、維持管理のための費用が課題になっているといったあたり。あるいはこういった中で都市をコンパクト化することですとか、生活サービス機能を拠点へ集約することへの関心が高まっているといった話。

また、人口減少ですとか、それに伴う税収の減などによります財政制約などが深刻化する中では、これまでと同様に労力や費用を投下しながら管理することは困難になっているといったあたり、また、こういったものへの対応のための各種工夫なんかも求められているというところでございます、こういった土地利用の転換を行うに当たっては、慎重な配慮のもとで計画的に行っていくことも重要だということを記載しております。

また、一方で、経済成長を維持し国民が豊かさを実感できる国土づくりを目指す観点といったものの重要性ですとか、生物多様性の確保、あるいは自然環境の保全・再生を進めた形での国土利用ですとか、生活水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用の一層の推進などが必要だということも触れてございます。

また、②、価値観の多様化ということでした、人口減少下だからこそ取り組むことができる課題といったものがあるということをごさいます、防災、自然環境、あるいは景観の保全・再生への意識の高まりの話、あと、空間的な余裕が人口減少社会で生まれる中で、長期的な持続可能性も視野に入れて取り組むことができるようなものもあるといったところをごさいます。

また、我が国では災害リスクの高い地域にたくさんの人口が集中しているといった課題についても触れております。

次のページに入ってくださいまして、こういった中では、予防的なアプローチとしまして、災害リスクの高い土地に関する土地利用の制限ですとか、居住の誘導などが求められているところをごさいます。また、環境再生などによる地域づくりといった取り組みもある中で、今後の土地利用の方向の一つとして考えられているということをごさいます。

また、③でございすが、その他の今日的な課題ということをごさいます、この会でも取り上げてまいりました大規模太陽光発電施設ですとか、風力発電施設などの設置が盛んに行われているという中での治山・治水、あるいは景観悪化等への問題でございす。

また、④、従来からの土地利用上の課題ということでは、時代を問わず生じる課題などを各種掲げてございす。こういった中では、4つ目のポツ、ただ、依然として毎年1万ヘクタール以上の農林業地などが都市的な土地利用へ転換されている、あるいは訪日外国人の増加に伴う一部観光地における自然的土地利用とのバランスへの配慮ですとか、あるいは、次のページに入ってくださいまして、高速道路のインターチェンジ周辺など交通インフラ整備に伴う農地と都市との調整ですとか、こういった課題も一定程度想定されるということをごさいます。また、広域的な対応が求められる迷惑施設などの単一目的の調整だけでは解決できないような問題もあるということをごさいます。

続いて、(2)、国土・土地利用の原則でございす。ここでは改めてということ、土地基本法などに定められている内容でございすが、2つ目のポツ、有限で貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であるということから、極めて高い公共性を有していること、土地は一度開発を行うと元に戻すことがほとんど不可能であり、住民の生活にも極めて大きな影響を与えるということが挙げられております。

昭和49年に制定されました国土利用計画法でも、こういった趣旨のもと、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法制定が行われていること、そして、平成元年の土地基本法の中では、今、申し上げたようなことが位置づけられているということをごさいます。

おめぐりいただきまして、こうした中、国、地方公共団体の責務としまして、こうした基本理念にのっとりながら、土地に関する施策を総合的に策定し、実施することを規定しております。また、それに施策として土地利用に関する計画を策定することも求め

られている次第でございます。

続いて、(3)、総合調整の必要性でございます。こちらにつきましても、前回お示した資料に肉づけをする形でございますが、簡単にご紹介させていただきます。

まず、①としまして、分野横断的・広域的な総合調整の必要性ということでございます。都市とか農地といった単一目的からの調整だけでは解決できない問題ですとか、どこの分野が扱うか曖昧な領域の土地利用問題というのはあるということございまして、こういった観点から、計画的に土地利用の誘導・調整を行う必要があるという点。

あと、②としまして、土地利用調整における主体間の役割分担と地方分権下での土地利用上の課題への対応ということで、a、bと2つの項目をそれぞれ掲げさせていただいております。

まず、aとしまして書いておりますことは、地方自治法上、都道府県、国、それぞれの役割があるということございまして、次の8ページに入らせていただきまして、土地利用調整に関しては、一般的にはでございますが、国は全体的な土地利用の方向性を示し、都道府県におきましては、都道府県土地利用の構想を描くことですとか広域的な調整を担当していくこと、あと、市町村におきましては、具体的な調整、事業を実行するという役割分担が適切ではないかといったあたりでございます。

また、都道府県においては産業政策、広域医療・施設の配置など、ほかの分野でも都道府県が政策の中心となっている例が多いことから、全体の構想を調整して描く役割を担うのは都道府県といったところも書いてございます。

また、市町村への権限の移譲などが進んだ場合でも、都道府県レベルでの土地利用構想ですとか、広域調整の役割というのは重要ではないかということでございます。都道府県域を越えて影響がある土地利用ですとか、国の行政にかかわる事項については、国が調整をする必要もさらにはあるのではないかということでございます。

続いて、bでございますが、また、地方分権によって基礎自治体への権限の移譲などが進んでまいりますと、逆に広域的な観点ですとか、国・都道府県・市町村などの各主体固有の関心事に関する調整というのはより重要となってくるという側面もあるというご指摘もいただいております。

続いて、3番、土地利用基本計画制度の意義でございます。こちらにつきましては、やはり前回、基本的な骨格はお示しておりますので、それに肉づけをしたという内容でございます。

まず、(1)としまして、総論として土地利用基本計画とはということございまして、こちらのほうは説明を省略させていただきますが、総合的な地域空間計画を一元的に再編成した中で、土地利用の総合的、基本的な方向づけを行うことで、各種の土地利用の総合調整を果たすことを目的に作成されたという制度だということでございます。また、土地利用をめぐるのは、条例レベルではさまざまなものが各法とともに制令をされてきているという点なんかにも触れております。

続いて、9ページに入ってくださいまして、またアンケートの中でご指摘をいただいた内容にも触れてございます。この土地利用基本計画の役割としては、重複した場合の優先順位を調整するという機能ですとか、あるいは実効性という観点からは、個別法の中で担保されているのではないかとといったご意見でございました。また、一方で、土地利用基本計画については、後ほどご紹介いたしますが、さまざまな機能があるのではないかとこのところでございます。

こうした中で、「また」とございますが、国・都道府県・市町村間の調整ですとか、あるいは都道府県内の部局横断的な土地利用調整を裏づける我が国唯一の制度になっているという側面もあるということでございます。

そういった中で、(2) で述べるような各種機能があるということで、(2) に入らせていただきます。

各論としまして、4つの機能、これは、これまでも検討会でご議論いただいた部分でございますが、マスタープラン機能、そして、総合調整機能としましては、aの分野横断的な調整の話、bの主体間調整の話、11ページに入ってくださいまして、情報プラットフォーム機能、規制の基準としての役割、それぞれについて記載をしてございます。

9ページにお戻りいただきまして、マスタープラン機能からでございますが、こちらにつきましましては、調整指針として有用だという評価ですとか、あるいは10ページの頭のポツでございますが、法令上、計画の調整方針あるいは計画図を定めていること以上に国が詳細に規定しているわけではないことから、地域の事情に応じた書き方の工夫などの例も見られるということでございます。

そして、続く②、総合調整機能でございますが、この計画の機能としまして、行政内部における分野横断的調整、主体間調整の役割があるという中で、aでございますけれども、分野横断的調整につきましましては、かつてございました通達に基づいて都道府県内に土地利用調整会議などを設けて調整を行っている例が多いということでございます。そこは自治体によって、運用等さまざまであるということに記載してございます。

そして、b、主体間調整でございますけれども、こちらにつきましましては、審議会ですとか、市町村なんかの意見を聞くということも位置づけられておりまして、次の11ページに入ってくださいまして、都道府県のほうでは、土地利用基本計画を策定・変更する際には国土交通大臣に協議をするということにされておりますけれども、次のポツでございますが、地域指定の権限ですとか同意権が国に留保されているものがあるですとか、あるいは密接な関係のある事業を国が実施する必要があるということから、国との調整を図っておく必要があるとされているものでございます。

情報プラットフォーム機能、③でございます。こちらでは、この計画上定められる5地域区分などが、規制状況が一覧できるという形でございまして、現在、GISのシステムとして、LUCKYというシステムを国土交通省で整備してございますが、こちらのほうで土地利用基本計画図に係る情報を一元的に、公開されていて閲覧できるような形になってご

ざいます。また、こうしたデータと各種データを重ね合わせることで、いろいろな参照ができることになっているということでございます。

そして、④、規制の基準としての役割でございます。土地利用基本計画でございますが、11ページ一番下から、個別法に対しては間接的に、土地取引規制に関しては直接的に規制の基準となるというものになってございます。

間接的にというところでは、「まず」というところを書いてありますとおり、土地利用の規制に関する措置につきましては、別の法律で行うことをあらわしております。そして、既に都市計画法などが存在し、現実に機能していたですとか、一元的に網羅して定めるよりは、ほかの法律において事業執行等に関する規定とともに一括して規定するほうが適切と考えられたといった経緯もありまして、こういった制度になっているというところでございます。

ただ、これは独自の条例に基づく都道府県における規制などを排除する趣旨ではないということでございます。

続いて、4番でございますが、地方分権改革の流れを踏まえた土地利用基本計画に対する国への協議のあり方についてということでございます。こちらにつきましては、前回、主にご議論いただいた部分を、ご意見を中心に整理をさせていただいたものでございます。

まず、(1)、土地利用基本計画制度における国の関与のあり方と地方分権改革の経緯でございますが、これは先ほどの資料2の説明の内容とほぼ重複いたしますので、説明のほうは省略させていただきたいと思えます。まず、①として計画制度創設時の考え方があるということ、そして、②としまして地方分権改革の経緯ということございまして、これも先ほどご説明したとおりでございます。この②の最後のほうに、今般、昨年12月に対応方針が閣議決定されているところでございます。

続いて、14ページ、(2)でございますが、国への協議を不要とするというご意見をたくさんいただいておりますけれども、その主な意見についてここでは触れております。検討会の中ですとか実施したアンケートなどを通じましてさまざまな意見が寄せられておりますが、協議を不要とする意見につきましては、主に以下に集約されてございます。

まずは、各法の手続の中でも国の関係機関に協議を行っていて、手続が重複しているのではないか、あるいは個別法の後追いではないかといったところで、有用性を感じていただいていないということ。あるいは、都道府県が自主的に決めることができるようにすべきではないか。あるいは、調整を通じて、これまで国とほんとに調整を要するような内容がなかったのではないかということで、協議の必要性が理解できないといった声もございました。また、スピード感が求められるといったお声ですとか、あるいは、今、事前調整と本協議と2回実質協議は行っておりますけれども、任意の事前調整のみとするべきではないか、あるいは必要と認めるときには協議を行うという方向性もあるのではないかとといったご意見もございました。あと、アンケートの結果を先ほどご紹介し

ましたけれども、「引き続き協議」という4択の中からの回答につきましては、計画書で26%、計画図では17%ということでした。

こういった中で、国の関与のあり方について重点をした(3)でございますけれども、まず①として、制度の選択肢をaからeと5つ掲げてございます。「一般的には、以下が考えられる」というところでございます。まず1つは、aでございますが、十分に説明して、相互の意思を通じ合い、意見交換をした上で一定のことは行うことが要請される協議という手続です。続いて、bとしましては、一方的に意見を聞くことで足りませんが、意見聴取。cでございますが、事後的に報告することで足りるとする事後報告。そして、dでございますが、項目によっては協議の要否を分ける例もあるのではないかと、協議の範囲の限定という方法。あと、eとしましては、関与を一切しないというもので、選択肢としては考えられるということでございます。

こういった中で、土地利用基本計画制度における国の関与のあり方についての検討、②というところで、15ページの下のほうでございますが、こちらについてご検討いただいた内容が、以下記載されてございます。

順にご紹介させていただきますと、まず土地利用については、先ほど申し上げましたとおり、不可逆性が大きく、国民に与える影響も大きいと、関係行政機関は事前に十分な調整を行い、計画的に行うことを確保する必要があるということ。

そして、次でございますが、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用を総合調整するために導入された制度でございまして、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置としては法制上唯一の存在であるということでございます。個別規制法においてもその存在を前提としているということがございます。

また、土地利用基本計画は、先ほど来ご案内のとおり、上位計画性を有していて、国の行政機関もこれに即して措置を講ずるものであるため、土地利用について行政機関の一体性を確保する必要があるところもあるということでございます。

こうしたことから、変更等に際して、都道府県から国に一方的に意見を聞く、または報告を行うことで足りるとする意見聴取や事後報告では、制度上、十分な調整や検討が行われるものとは言えないということで、都道府県から国への協議という調整を行うことが適切であると考えられると述べております。

また、協議対象事項の限定、④につきましては、総合的な土地利用の方向性を示す計画であり、その内容に限定がないこと、また、決定されると国の関係行政機関もこれに即して措置を講ずることとされていることからしますと、あらかじめ協議の対象事項を限定することには慎重になるべきと考えられるといただいております。

また、ほかの土地利用に関する法律におきまして、国への協議を行っておりますけれども、これはやはり目的や内容がそれぞれの法目的になっているということで、ここも異なるということございまして、個別法の協議をもって土地利用基本計画の国への協議があったものと見なすことは、法制上はできないということでございます。また、土

土地利用基本計画の協議先は個別法よりも範囲が広いということも特徴になっております。

こういった中で、土地利用基本計画制度にかわる土地利用の総合調整に係る制度がなく、個別の土地利用法制においてもこれをなし得ていない以上は、土地利用基本計画で担保されている主体間の総合調整を引き続き行う必要があるのではないかという形になっております。

また、(4)、国への協議等による総合調整の実績と実態的な協議の必要性についてということで、実績ですとか実態について簡単に触れてございます。

過去の調整実績を調べてみますと、実質的な意見に当たるような内容は、47都道府県単位の件数で見ますと、年間5件から10件程度ということでございます。

内容としましては、これまで検討会資料でもご紹介してまいりましたが、絶滅危惧種の関係の配慮ですとか、あるいは、次のページに入っていただきまして、防衛施設周辺の土地利用への配慮などがございます。

また、こういったものに関連して、防衛施設周辺の観点について、都道府県が確認することは困難ではないかですとか、あるいは、自治体だけでは把握が困難な事項について、国が一元的に確認するという現行の仕組みは有用であるといったご意見もいただいたところでございます。

こういった事項について、国土交通大臣が調整の窓口となって一元的に協議を行っているというところで、都道府県の行政コストが抑えられている側面もあるということも記載しております。

先ほど、4の(2)でお示ししましたような、協議の必要性が理解されていないケースがあることにつきましては、個別法では調整対象となっていない省庁との調整もあることが必ずしも理解されていないですとか、先ほど申し上げました、実質的な意見の数が年間5から10件程度ということからしますと、接する機会のない都道府県の担当者の方もいらっしゃるのではないかと考えられるということを記載しております。

また、アンケートを詳しく分析してまいりますと、制度として事後報告などを希望する中にも、事前の調整を十分に行うことなどを前提とした意見である場合もございまして、単純にアンケートの回答数のみでは見えてこない意見もあるといったこと。あるいは、アンケートの回答の背景ですとか土地利用調整制度の全体像なども踏まえながら、より詳細に計画制度の果たす役割ですとか課題を分析する必要があると考えられるといったこと。

そして特に、これは先ほどからの繰り返しになりますが、土地は一度改変すると容易に復元できるものではないことなどから、制度設計に関しては慎重な検討が必要であると考えられるということです。ただ、一方で、アンケートの結果も踏まえ、手続面ではできる限りの運用改善を図るべきではないかとしていただいております。

こういった流れで、(5)、制度運用の効率化に向けては、何点かご提案をいただいた形になっております。

まず、17ページの(5)の1つ目のポツでございますが、以上見てきたように、その制度面からも実態面からも土地利用基本計画策定・変更時の国への協議は必要であり、廃止をするべきではないと考えられるということと、「一方で」という形で、手続が自治体の業務の負担となっている実態ですとか、あるいは改善案なんかも明らかとなったことから、少ない人数で事務を負担しなければいけないような状況の中では、事務の効率化というのも喫緊の課題である。協議の手続を存置するとしても運用面での改善が必要だと整理していただいております。

そういった中で、①でございますが、国との協議を要する案件の対象の縮小でございます。主体間調整自体は重要でございますが、変更案件の内容というのはさまざまでございますので、一律に同じような手続を行うのではなく、案件の性質によって手続のめり張りをつけて、合理化を行うといった検討も行っていくべきではないかということでございます。

あと、②としまして、国との協議手続に要する時間につきましては、事前調整が4から6週間、そして法定協議は3から4週間と2段階になっていることが多いことから、これ自体、今、事前調整の要否自体は都道府県の判断に委ねられているところではございますけれども、ほとんどの都道府県において実施しているところでございます。こういった事前調整を原則廃止することで、法定協議に一本化しますと、調整に要する期間を短縮することもできるのではないかとといった内容が書いてございます。

そして、③でございますが、国との協議における関係行政機関の指摘・関心の類型化ということでございます。こちらにつきましては、法定協議に係る留意事項を都道府県の担当者へあらかじめ周知することが重要と考えられまして、本年5月にも「国が確認するポイント」としまして1から6までの内容を通知してございますが、こういったものは手続の効率化につながったというご意見もいただいているところでございまして、こういったものを充実させて都道府県の担当者の方にあらかじめ示しておくことで、双方の準備ができる。また、わかりやすくマニュアル化することで手戻りがないようにする工夫なんかも必要ではないかということを書いていただいております。

また、これとも関連してまいります、④、国との協議のタイミングのモデルの提示ということでございまして、土地利用基本計画とほかの各法の手続の先後関係につきまして、流れを示していくことで手続が円滑に進むのではないかとといったご意見もいただいております。

次のページに入っていただきまして、⑤、協議をする関係行政機関の限定ということでございます。現在では、一律に国土交通大臣を通じて関係省庁と協議を行っていますが、場合によっては、案件に関係のない省庁については協議を省く等の運用改善も考えられるのではないかとということでございます。

以上で、4については終わります。

続いて、5、今後に向けてということでございます。こちらにつきましては、これまで

4で触れてきたこと以外、特に利活用などを中心に記載していただいております。

(1)、今後の土地利用基本計画の活用のあり方についてということで、従来の土地利用の競合の調整のみならず、低未利用地対策、あるいは災害危険区域、景観、自然環境等、質的向上のための最適な土地利用のあり方の検討が重要となっている中では、現在、5地域区分の策定しか要求されておられませんけれども、制度上規定されている最低限の運用のみでは、必ずしも現下の土地利用上の課題への対応ができるというわけではないことから、工夫が必要ではないかということで幾つか提言をいただいております。

1つは、①、土地利用に関する地理空間情報の集約でございます。5地域のみならず、さまざまな観点の情報を重ね合わせていくことで、総合調整に役立てていくことが重要ではないかということ①のほうでは触れております。

②、土地利用の総合調整のあり方でございますが、こちらにつきましては、19ページの下のほうでございますが、変更の際の調整先の部署を工夫するなどによりまして、総合調整に努めていくことが重要ということでございまして、次のページに入りまして、モニタリングなんかを行って計画の実効性を高める工夫なども書いております。あと、法に規定します、38条で設けられています審議会等への諮問手続につきましては、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につきまして意見を聴取し、土地政策に反映していくことに大きな意義があるということから、さまざまな動向ですとか、あるいは情報提供などを行うことで、都道府県土利用の方向性について議論するなどの方法が考えられるのではないかとということで、今後、審議会の機能の生かし方についても、さらなる検討や工夫が必要ではないかとということでございます。

③、役割分担ということでは、一元化して運用することが考えられるのではないかとということで、例えばということでは、国土利用計画（都道府県計画）と土地利用基本計画の計画書を一体的に、統合しまして、マスタープランを一本化するような動きも出てきているといったことも紹介されております。

また、その他としましては、土地利用基本計画に何らかの法的な効果を持たせるなどの活用もできるのではないかとということでございます。

そして最後、(2)、結びといたしまして、今までについて振り返るとともに、2つ目の段落の最後のほうでございますけれども、本項で述べたような一層の運用の改善ですとか利活用の促進を図るとともに、土地利用の基本方針の提示や総合調整という土地利用基本計画制度の果たすべき役割を改めて見直し、現代の土地利用上の課題に合った対応をする必要があるのではないかとということにも触れていただいております。こういった中で、今後とも自治体と国の関係機関が連携しながら、適正な土地利用の実現を図っていくことを願ってやまないといった結びにさせていただいております。

長くなりましたが、紹介は以上で終わらせていただきます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、中間とりまとめにつきましていろいろご意見をいただきたいと思います。資料2についての質問、資料3についての質問等も構いませんので、どなたからでも結構ですのご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、ちょっと私のほうから3県の担当の方にお聞きしたいんですが、今回の中間とりまとめの18ページ目、「国との協議手続に要する時間について」というところで事前調整のことが書かれていて、事前調整を原則廃止して法定協議に一本化するという形で、今までは事前に調整して、それで本協議に持っていくという形で、本協議をスムーズに行うためにやっていたと思うんですが、実際に事前調整で問題になって、本協議までこなさなきゃいけないような事例がいっぱいあるんだとすると、やっぱり都道府県としては、どちらかという安全側に考えると思うんですけども、実質的に基本計画書、あるいは計画書そのものは、すいません、図面のほうについてはほとんど協議の内容でバッティングすることはないと思うんですが、基本計画書等で、国との調整で手戻りがあるような形で事前調整があるということは想定されるのでしょうか。そういうことがあるとすると、ここに書いてあるもののフィージビリティがちょっと気になる場所なんです。

3県の方、どなたでも結構ですが、感触を教えてくださいと思うんですが、いかがでしょうか。中村さん、お願いできますか。

【新潟県中村委員】 新潟県の中村です。計画書の話は今されたと思うんですけども、新潟県では平成23年に現行の土地利用基本計画書を変更しております、こちらの協議の中で一つ経験があるのは、やはり指摘があって一部修正をしたということがありました。それについてはまた手戻りがあって、検討させていただきまして修正したという形になっています。

一つその内容を、うろ覚えだったんですけども、たしか生産調整制度ですか、減反政策が始まったときの通知がまだ生きている部分がありまして、その部分に若干関係するような記載があったということで一部修正したという経験はあります。なので、全く計画書がそのまま、事前調整の段階で出しまして、それで幾つかの質問、修正等の意見があったことは記憶にございます。

【中出委員長】 その場合に、事前調整がないと、実際の法定協議のときに、期間内に終わらない程度の複雑なことが起こる可能性があるのか。それとも、法定の調整期間の中だけで、協議だけで一定程度おさまることができるんだろうかという、そこらあたりのところで、この②の内容について、これは言うてみれば、事前調整は要らないというふうなことを言われていて、その場合には、国のほうとしても、同意なし協議にしても、

協議の内容についてはある程度都道府県の意向を尊重する形にはなると思うんです。

そのあたりのところは、今では、指摘されたことが、あれですよ、要するに現行制度的に生きているものについて、もう少しちゃんと触れておいてほしいと言われることに対して、計画書の修正とかに、例えば手続、事前調整の4から6週間と3から4週間の法定協議というものの、4から6週間以上もかかるようだとすると事前調整をしておいたほうが良いと思うんですけれども、そのあたりのところの感覚、感触というのはいかがですか。

【新潟県中村委員】 そうですね、そのときは表現の仕方が少しまじったのかというのがあって、関係部局と話し合っただけで修正した経験がありますので、それほど長期を要さなかったという記憶があります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

ほかの県の方、いかがでしょうか。もしよろしければお願いします。

【兵庫県森田委員】 兵庫県ですけれども、平成21年度に、改正しておりますが、当時の記録に目を通していないので、今は中身についてはわかりません。

【中出委員長】 この報告書の中でどこかに書いてあったんですが、そもそも担当者がそういう場面に遭遇することが少ないので、要するに、自分が経験していなくても、仮想的に言うと、協議はないほうが良いに決まっているんじゃないかということでは言われているんじゃないかとアンケートについて触れられている部分があるので、その意味で、実際に計画の策定業務を行われている中でどういうことがあったかをちょっとお聞きしたかったんですが、もしよろしければ、栃木県さんは。

【栃木県大塚委員】 栃木県においても、計画の変更については23年度だったと思うのですが、その当時の記録等については私も目を通していない状態ですので、こういった課題があるかということについては推測にすぎないのですが、法定協議の時期を都道府県で設定する場合に、国土計画審議会の日程から逆算をして、いつごろまでに法定協議を済ませておく必要があるだろうということで法定協議の時期を想定していることから考えますと、法定協議を一本化した場合、そこで仮に国のほうから協議に対して意見が付されて、修正等を具体的に検討するということになりますと、これは審議会の運営に支障を来す可能性もあるということになるかと思えます。したがって、その協議をスムーズに済ませるために事前調整が前置されているということから考えると、これを法定協議に一本化するということは、事務の合理化あるいは改善という部分ではあまり役に立たないのではないかと考えています。

逆に、その前段、②の前に書かれていると思いますが、協議を要する案件の軽易なものというのが、今、限定列举されているが、これは政令で限定列举されていて、国土交通大臣に一切裁量権がないという規定になっているんですね。ですから、このところを一定程度膨らませていただいて、事前に調整した中で国土交通大臣が軽易なものとするものまで膨らませていただくと、非常にこれは国交大臣の裁量権も認められるということになるのかと。そうしますと、事前調整をする中で法定協議が必要であるか否かを判断していただいて、やるという手法もありなのかと私のほうでは個人的には考えているところです。

【中出委員長】 ありがとうございます。法定協議の側のほうの期間短縮なり軽減化が、今のご提案では図れるんじゃないかということですね、簡単に言うと。法定協議の枠を減らすということで行くと。

【栃木県大塚委員】 そうですね。

【中出委員長】 ちょっと私が気になったところをまずご質問したんですが、委員の皆さん、何かご意見。今の部分ではなく全体で構わないんですが、全体としてやはり一番問題になるのは、地方分権に関してどういった、資料2で指摘されていることに対して、土地利用基本計画の根幹にかかわる部分を維持しつつ、いかに分権に対応していくかというところで、こういう苦勞の部分は今までご議論いただいて、委員の皆様からお知恵を拝借したものを取りまとめさせていただいているわけですが、北村先生、広田先生、何かございましたらご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【北村委員】 北村でございます。資料2の有識者専門会議の、9月6日、20日前に開催されたものを今日初めて拝見しているところでございますけれども、結果的には、ほとんどの方がこの中間とりまとめ案よりも踏み込んで、何事かをしろとおっしゃっているように思えるわけでございますね。この案は一応運用改善でいこうというスタンスではありますが、最初の意見はそれでは不十分だとおっしゃっているわけですし、次は廃止だとおっしゃっているわけですし、事前協議は関与が強過ぎる、要するに廃止ですね。2ページの最後は国の側から協議させてというふうに、すがっていけと言っておりまして、こういう方々のところで議論がされて、28年度中に結論をとっているとき、このとりまとめ案のスタンスというのがやや気になっておるところでございます。

このとりまとめ案は、例えば協議が不要だということに関しては、17ページで、その機能が必ずしも理解されていないのではないかという姿勢になっておるとすれば、この有識者会議は全くわかっていないということはこのとりまとめは言っているわけでございます、さはさりながら、決め事というのは枠組みの中で決めるわけでございますの

で、このとりまとめ案は、我々の、かなり独立した、自立的な判断で書き切っているのかどうかというのが、ちょっと私は判断がつかかねておまして、ここは内閣、中央政府の中の話でございますから、ちょっと整理をいただければ発言もしやすいかと思っております。この辺は審議官のほうがあるいはいいのかもしれない。

【中出委員長】　お願いします。

【北本国土政策局審議官】　ただいまの点でございますけれども、この分権のほうの有識者会議の場でも私はこうやって申し上げています。地方分権の有識者会議でのご意見、それから今回私どもが開かせていただいているこの検討会、それから法制的な、技術的な問題もあります。そういったものを総合的に勘案しまして、最終的には、政府としてどういう方向に行くかということ年内に結論を出しますということで、必ずしもこの検討会の結論のみで、これに縛られるつもりはありませんし、あと地方分権の有識者会議に縛られるものでもありませんし、最終的には、そういったいろいろなご意見を踏まえながら最終的な結論を出していきたいと思っております。

【中出委員長】　よろしければ、北村先生、引き続いて。よろしいですか、とりあえずは。

【北村委員】　それでは、引き続いてでございますけれども、やはりアンケートをお答えいただいた方が、中出先生がおっしゃるように、たまたま答えたときに、十分な経験がなかったと答えてしまったら、きちっとした答えができたろうかというのがありまして、それが書いてあるわけなんです。なかなか私どものように、実は現場のことを全く知らない者にとっては、どういうスタンスが現場のほんとうのスタンスなのかというのが、なかなかわかりかねているところでございますけれども、1つ行政法の立場から申しますと、事前協議というものが法定協議よりも長い期間存置されていて、実質的に同じことがダブってされておるとすれば、通常、これは二重規制と言いまして、あまりよろしくないとは普通は判断するのです。地方分権というのも、確かにこの検討会が重視すべき重要な価値ではございますが、おそらく中央政府としては行政手続というのも同じく重視すべき手続のはずで、それは分権の関係でいえば、昨今の中では中央地方関係の中にも行政手続の発想を入れ込もうというのがメガトレンドとしてあるところなんです。

そういうことをすれば、真に必要な手続であれば存置するのは全く問題はないけれども、そうでなければ、簡略化していくという方向性は1つあるかと思えます。

そうすることによって、誰がコストを負うのかということになってまいりますと、そういう手続を不要だと言う側はコストというのはフェアな話でございます。ですから、都道府県の側はもう要らないというふうにおっしゃるところがある。でも、そうでもないというところもあるという、これがどうもやってみると、かなり温度差があるところ

です。

ですから、この報告書のスタンスとして、一国一制度でいくのか、違ったアプローチがあるのかということをもまず1つやって、あれもこれもというのはなかなか法律に書くのは難しいので、やはり一国一制度でこれでいくというところでやるという決めをして議論していくというのがいいかなと思っておるんです。ここでは幾つかパターンをお示しになられまして、それぞれは、うちはこれがいい、うちはこれがいいというふうにお考えの都道府県はあろうかと思うんです。そこをちょっと議論といいますか質問になるわけでございますけれども、政府として、今は一国一制度でやっているのでもいろいろ不満が出てきているわけですが、ここはどういうふうな制度にするにしても、やっぱり1つの仕組みで全部を仕切るというふうになるということをお前提にすべきなのかどうかということを確認させていただければありがたいと思っております。

【中出委員長】 そのあたりはお願いできますか。

【藤原国土管理企画室長】 今、一国一制度というあたりについてご指摘いただきましたけれども、現行の制度運用の中でも、やはりもう都道府県の自治事務になっているということもございますので、昔は国土庁からの通知などによって、こういった運用ということをお通知として出していましたけれども、今はそこら辺は、基本的には都道府県の裁量でといった部分が大きくなっております。例えば、先ほど事前調整と本協議と2つあるという件につきましても、今、我々のほうからお示ししている運用指針の中でも、そこは都道府県のご判断で好きなような、効率的とお考えになるようなやり方でやっていいという部分ですとか、そういったところをかなり触れておりまして、また、計画の中に記載する事項ですとか、ご紹介したような内容も都道府県の裁量でそれなりのことはできるようにしておりまして、ある程度、自由度は高まっているところはございます。ただ、そういった中でも、さらにそこまで制度として枠をはめるべきかどうか、最後突き詰めたところについては、さらにいろいろご意見をいただいた中でご判断して、ご議論いただきますとともに、我々もそれを踏まえた判断をしていかなければいけないということだと思っております、それなりに自由度があるということをお、ちょっとご紹介させていただければと思います。

【北村委員】 ありがとうございます。内容的には、おそらく相当な自由度があるかと思うんです。おそらくここで議論されているのは計画策定にしる、改定にしても、計画の手続的な発効要件は何なのかと。協議を了していることだとなれば、それはそれしかないということになってくるわけです。だから、手続の部分と計画の内容の部分というのは、多分、次元が違うことでして、それとも分けて整理したほうが議論が混乱しないのではないかというふうにお感じしました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。一国一制度ということに関しては、幾つかの、日本全体がですけれども、大都市圏にしか通用しない制度と地方圏にしか通用しない制度がありますよね。例えば、拠点都市地域とかというのは地方圏だけだし、大都市圏だと住宅供給の制度とか、そういうようなものと同じような形で、国土利用計画等々について二重の制度みたいな形にするのは、私としてはどちらかというところとふさわしくなくて、制度は1つだけけれども、領域ごとに対応の仕方が違う、そこが室長が言われた自由度の部分だというようなところじゃないかと思うんですけれども、そうしないと、国土利用計画法って、そもそも5地域区分ごとに個別で運用しているという中で、それぞれの制度が領域ごとに違う運用の仕方をしていたりしますので、そこらあたりを少し整理しておいていただきたいと思います。

今、北村先生がおっしゃったように、手続の問題と計画の内容の問題というところについては、少し書き足してもらって、整理してもらえればというところだと思いました。

広田先生、いかがでしょうか。

【広田委員】 私も北村先生が最初に言われた点が最初に気になったところで、この検討会に先立つ専門部会等で、現行制度を改正する方向で結論を得るべきではないかとか、協議の廃止を行うべきではないかという、かなり明確なご意見も出ている中で、運用の改善というような取りまとめで済むのかなというのが、ちょっと正直な感想としてあったのが第1点です。

ただ、先ほど審議官が言われたように、あくまでもこの検討会は、この検討会に加わっているメンバーの視点でどうすればいいかというのを考えればいいということであれば、私自身は今回の中間とりまとめ（案）というのは、こんなところかなというのが、読ませていただいた感想というか意見です。

私自身は、土地利用計画、特に都市近郊の土地利用計画で、ある時期、調査研究等もやった人間としては、やはり土地利用の総合調整というのは、いつの時代でも重要であるというのは、すごく強く感じているところです。この中間とりまとめにもありますように、土地利用の不可逆性というか、土地利用転換の不可逆性と、あともう一つ相隣性というのがあって、ある土地利用が周囲の土地利用に必ず影響を及ぼしてしまうという、この不可逆性と相隣性というのがある以上、やはり土地利用というのは総合的、計画的に考えていく必要があるわけですし、国土全体でいえば個別法というか、それぞれの視点からの土地利用計画だけではなくて、やっぱり全体を見て、必要であれば調整できるような場というのが私は絶対必要だと思いますし、その土地利用の課題というのは、時代に応じて変わってくるわけですから、今想定できなくても、今後総合調整が必要な場面というのが出てくると思うんですよね、今見えなくても。ですから、そういう意味でも、せっかく総合調整の場というか制度があるわけですから、これを手放してしまうと

というのは、ちょっともったいないというか危ないんじゃないかと。非常に一般的な言い方なんですけれども、そういう気がしてしまっていて、そういう意味で、ここの中間とりまとめのような当面の落としどころというのは、こういうところじゃないかなというふうに私は思います。

もう一つ追加して言わせていただくと、土地利用基本計画の使い勝手というか使い道というか、もっとうまく使えば、もっと上手に総合調整というか、広い意味での土地利用問題の課題解決に役立つような使い方があるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の認識というか、浸透というか、そういうところも不足しているのかもしれないなど。上手に使われているところ、あるいは土地利用基本計画制度というよりは、県の中で総合調整を上手にやっているようなところというのは、そこはうまくやられているわけで、そうでない、先ほど北村先生もちょっとおっしゃっていましたが、この制度のことをよくわかっていなくて、うまく使いこなせていないから、あまり必要ないんじゃないかというような即物的な意見を出してしまう場合も間々あると思うんです。

ちょっとくどくど申し上げましたけれども、繰り返して言えば、こういう土地利用の総合調整をできる制度というのは、私は残したほうがいいと。ですから、今回は協議について問われているわけなんですけれども、法律的なことはちょっとよく存じ上げていないところがあるんですが、協議の場というのは残しておいて、ただし、使い勝手の悪いところは運用の改善で対応すると。

あともう一つは、一番最後にいろいろ書かれているようなこの部分、「今後の土地利用基本計画の活用のあり方について」というのがありますけれども、こういう部分をさらに検討して、生かせるものは生かしていくというのがいい形ではないかなと思います。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。土地利用基本計画の使い勝手というところについては、ここでも9ページから11ページ、12ページあたりまでにこういう機能があるというのは、前からいろいろな勉強会で整理させていただいたものを、またここできっちりもう一度整理し直していただいているんですけれども、それが国からもう少しきっちり都道府県なりに、もうちょっと発信していかないと、確かに単純に5地域束ねるだけでしょというふうに思われてしまうと。ほんとうはそうではないんだというところがありますよね。

【広田委員】 ちょっとこの分野で、土地利用基本計画について県の方が担当になると、どれぐらい引き継ぎとか勉強されているか、ちょっと私はわからないんですけれども、土地利用基本計画自身が実態面で特にこれといった効用がないような状態が続いてしまうと、だんだんこのマスタープラン機能とか総合調整機能について、本来であればこんなこともできるんだというところが、何かあまり認識されないまま引き継がれてしまうのが、ちょっと大変失礼な言い方で、そうじゃないんだよということであれば、私は

実態がわかりませんので、そこまで言い切る気はないんですけれども、一般的に制度と
いうのはそういうところがあるかなという感じはします。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

冒頭でご意見を若干私のほうから振りましたけれども、3県の方、これについて何かご
意見ございましたら、まずいただきたいと思いますが、どうぞお願いします。

【新潟県中村委員】 順を追って話をしたいと思えますけれども、最初の土地利用基本計
画の使い勝手の話ですが、今ほど広田先生がおっしゃられたとおり、新潟県の場合です
と大きな災害を受けたということがありましたので、水害や地震など安全・安心に対す
る取り組みということで、国土利用計画の四次計画の改定から、その次の土地利用基本
計画の改定という形で、徐々に災害のリスクの関係だとかという形で整理されていって、
この記述の内容を充実させていっているという状況になっています。そして、マスター
プラン機能、権能を持たせようというふうな取り組みも行っているというのが現状です。

そしてその次に、ちょっとまた最初の話に戻るようで悪いんですけれども、先ほど事
前調整の話が出まして、これは実際に実務上の、私の経験から運用という話をさせても
らいますけれども、マスタープランをつくる土地利用基本計画の場合ですと、まず最初
に、将来の新潟県の土地利用の方針を定めるわけですから、県庁内でさまざまな部局か
ら集まっていたいで、その文章を取りまとめていって、調整をしながら1つの文をつく
っていくわけです。それで、各関係市町村さんからの意見を聞いたりして、意見を踏ま
えて直したり、あとパブリックコメントを通して、そちらの意見を反映させたりするよ
うな作業を行っています。その次の段階で、国土交通省さんとの事前調整に入っている
というのが今の流れです。

その中で、法令の解釈等の中で問題がないかどうかというのも一応見ていただいでい
るという形になっておりまして、それが終わった段階で、新潟県の38条審議会である国
土利用計画審議会に諮問・答申を行いまして、最後に法定協議を行って、通知を得てか
ら告示という流れになっています。

そのような形でやっているんですけれども、幾つか運用改善の話が出ておるんですが、
問題点というのももう少し整理していかなければならないのかなというのが幾つかあり
まして、例えば事前調整の段階で、今までは非常にレアケースだと思うんですけれども、
法定協議の段階で何か意見が付されて返ってくるというような場合ですと、審議会で諮
問・答申を経ているというような内容がありますので、さらにそれを審議会に再度、諮
問しなければいけないのかというような議論が一度あった経験があります。その中で、
運用改善で軽微なものについては、特段認めようではないかという話は出ていることは
あるんですけれども、そのような問題はあるのかなと考えています。

あと、事前にこの内容を見させていただいて、意見を出させていただいたんですけれ

ども、基本としては、当初のアンケートの中で、新潟県としては協議制度を見直して、事後報告にすべきではないかというような形で意見を提出させていただいておるところなんですが、協議制度を存続させる場合については、事前調整をもって法定協議とするような取り扱いを検討すべきではないかという意見を出させていただいております。

まず、その一つとしては、審議会を経た後の法定協議というのは、ほとんど形式的なものという形で形骸化しているという事情がありますので、事前調整が終わっているのであれば、それは法定協議とみなしてもいいのではないかと。何か法定協議というのは、知事と国土交通大臣との協議になるので、ある程度、一定の運用があるというのもあるんですけども、その点を整理していかなければならないのではないかなというふうには思っています。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。非常に実務に即して話をさせていただいて、ありがとうございます。そんなことをやっていたんですね。

ほかの県の方、いかがでしょうか。じゃ、ちょっと考えていただいている間に、私のほうから。

私は、先ほどお二方の先生が、地方分権との関係はどうかということについては、私自身も9月6日の専門部会の意見というのは、ついこの間見たところで、まだかなり強い意見が出ているということで、それにどう対応するのかということについて室長とかと話をしたところ、要するに、分権のほうからの指摘と、それに従って書き切る必要もないし、逆に今後、国交省として、我々の意見、検討会で出たものが結論ありきで動くこともないということだったので、こちら側としては、ディフェンスすべきものは書いておいてもいいんじゃないかなということで、書きましようということにしたんです。

例えば18ページ目のところに書いてある、これは前回、第3回目のときに出していたのではないかと思います、「国が確認するポイント」というあたりの、防衛施設とか自然環境といったときの国土計画のことを考えたときに、防災とか環境とか、表立ってはあまり言えないですけども、国防なり防衛なり、そういうようなことは、国全体で考えていかなきゃならないことで、それを都道府県だけに任せるというよりは、国の一定の方針があって、そこで国が確認をしたいというようなことだとすると、教育と同じで、国が一定の方針を持って動くべきものの中で、土地利用としては、さっき広田先生が総合調整の場を持っておいたほうがいいんじゃないかということに関して言うと、これも2回目、3回目でそういう話が出ていたと思いますが、今まで想定していなかった、少なくとも49年のときには環境の問題も防災の問題もあまり大きくクローズアップすることなく考えていた部分が相当大的な問題になっているということと、3ページ目あたりにも書いていただいておりますが、人口減少の中で国土管理の水準が落ちてきたときにこそ、こういうものが必要なんだというところの、こちら側からの、どうして土地利用基

本計画が大事で、なおかつその中で都道府県と国の連携が必要なのかというところについて取りまとめておくと。

その中身についてというか、どう手続をとるかというところについては、若干玉虫色で、分権のほうの委員会では、もう運用改善ではなく、しろというところ、それから協議は廃止すべきだということに対しては、ちょっと玉虫色にはなっていますが、課題があって、それに対して対応できる範囲内の改善をしていく、それは運用改善という意味だけじゃなくて、法律の改正も含めて改善していくという方向で動くというところで、少しフットワークを軽くしましょうという意味合いでこれを書いてあるんだと、書こうというふうなつもりでいました。

ちょっと自分の土俵に引きつけてお話しさせていただくと、私は都市計画が専門なので、平成12年に都市計画法が改正されて、開発許可制度が相当緩くなって、34条11号という、調整区域でも開発できる地域を広げられるというときに、かなりの自治体が相当緩めたんです。例えば埼玉県とか相当緩めたんですけども、これはまずいということ、今どんどん、緩和し過ぎたというので戻す動きが相当あります。

それから、和歌山市では、13年、17年と緩めたんですけども、2段階、3段階で、やはりこのままではまずいというので、それは農地の保全ということ以上にコンパクトな都市が必要だという都市側の理屈ではあるんですけども、そういう中で、土地というのは先ほど言われたように不可逆性とか相隣性とかということを見ると、都市側だけの理屈じゃなくて考えていっているはずで、そのときに、和歌山市とかの事例は、当然、市ですから、土地利用基本計画そのものではないですけども、どこかでそういういろんな部局が調整する場を、ちゃんとプラットフォームとして持っておく、調整する場があるというのは大事なことで、それが一番、調整機能を発揮できるのが都道府県だとすると、都道府県が今、発揮している、あるいは発揮できる土地利用基本計画での部分というのは生かしておいていいのではないかとこのように思っています。

緩めるにしろ、厳しくするにしろ、議論できる対象が、例えば都市計画だけで議論していたのではまずいわけですし、もちろん農政サイドだけではまずいし、森林サイドだけでもまずいということもあると思うので、ちょっとそこらあたりのところがあって。

もう一つ申し上げますと、昨年、うちの研究室で、和歌山県が自然公園地域的大幅見直しを全県一遍にしたときに、相当いろんなやりとりがあって、全国で和歌山県だけが県の全部の方針見直しをしていたので、和歌山県の自然公園地域の見直しというのを俎上に上げて研究したんですが、各県が示した方針に対して、基礎自治体と言うことを聞く自治体と聞かない自治体とあって、いろいろと県立公園をどう規定するかで、国立公園と国定公園に関しては別途なんですけれども、そういう中でも、県がどういう方針を定めて、それに対して基礎自治体との間でやりとりをして、結果的に公園地域をどういうふうを設定するかというような、その場合、垂直方向との調整、それから分野も実は、自然公園地域を外しちゃうと、5地域のいずれも関わらなくなってしまうようなとこ

ろが出てきたりということもあったりして、そういう意味では、分野の水平方向の調整というのは、県じゃないとできないと。それを国とタッグを組んでやっていくところが、この土地利用基本計画の一つの使命なんじゃないかと私はちょっと思っているところがあって、こういうまとめになっているところだにご理解いただければと思うんです。

それに対してオフェンス、いや、そうじゃないというのは、県のほうからもしありましたら、森田委員、大塚委員、何かございましたら。いかがでしょうか。

【兵庫県森田委員】 資料2にありますように、地方からの提案概要で、協議を廃止し、事後報告にしてほしいと言った関西広域連合の一員である兵庫県としては、一応、法定協議が残る今のとりまとめ案に対しては、いかななものかなということと言わざるを得ないと思います。

18ページに事前協議を原則廃止して、法定協議に一本化するのではなくて、法定協議を廃止して事前協議に一本化する、法定協議を廃止して事前調整をしてほしいというのが今考えておる次第でございます。調整自体は絶対必要だということは認識しておりますけれども、それが法定であるか、事前調整ということであれば意見聴取ですか、そういったもので代えることはできないのかというのが兵庫県としての意見です。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。そのあたりのところは、最後、もう少しまとめのところで整理させてもらえればと思います。よろしければ。無理強いするわけじゃないんですけれども。

【栃木県大塚委員】 栃木県としては、こういう提案が出てきたということはどう考えるかということだと思うんですけれども、土地利用基本計画の変更というものが、大幅な変更というのがこのところずっとないのが実態なんです。計画期間が10年というスパンではありますけれども、毎年のように現況は変わってきていると。変わってきている中で、計画図の現況に合わせるための作業を毎年やっている。ですから、実質的に計画、将来をどうするかということではなくて、現状はこうですよという作業を毎年やらされているというのが担当の認識なんです。

それで、法律上、協議をしなければならないということで、その例外である市町村の合併とか、そういうものに該当しないから、原則協議になりますよということで作業を後追いでやっているということから、こういう内容であれば、協議不要にしてもらえれば、現場としては非常にありがたいというのがもともとの考えだと思うんです。

ですから、法律で規定されている協議の必要性ということを真っ向から否定するというふうに提案では見えてしまうのですけれども、実質的に協議が必要か必要でないかということが、法律上、どこまでが協議なのかというのが非常に見えづらいのかなというのがあると思います。

法律上の規定を見ると、策定というものについては、これは間違いなく協議は必置なんでしょうというのはあるんですけども、実際、10年計画を更新という形で都道府県は考えるのか、それとも新たな計画を策定するというふうに考えるのかということで、前者の新たに策定するという考えに基づけば、もう協議は間違いなくやらなければならないと。ただ、10年ごとの協議はやむを得ないと思うんですけども、10年あるいは5年の大幅な見直しという節目の協議というのは、これはやむを得ないんだろうなと思うのですが、そうでない、いわゆる現況に既に開発されてしまった土地が林地のままで計画図は残っていると。それを林地ではなく、色を塗りかえるというものについては、軽易な計画の変更になるのではないかなということ、提案のほうをさせていただいたところではあります。

実際問題として、先ほど委員長の方で都市計画の問題というのがいろんなところであるというのわかりますけれども、県レベルでの都市計画というものを見た場合、市町村でそれぞれマスタープランを策定して、要は市町村のマスタープランをつなぎ合わせているのが県のプランでしかないという見方もあるわけです。それと同じ見方でいくと、それぞれ個別法でエリアが指定されているものをつなぎ合わせているだけではないのというような、土地利用基本計画も、そういうふうな見方がされる部分が大いにあると思うんです。ただ、やはり国全体の国土利用を見た際には、全国一律で何らかのそういう規制・制度を動かすということになれば、国として何らかの1つの許可の基準といたしますか、そういうメルクマールをどこかで持っていなければならないということであれば、協議というのは必要だというふうに言っていると思うんですが、その辺が、現実とこれを制定した時点の意識というのが、ちょっと今大きくずれてきているというのが根底にあるのかなというふうに私は個人的には感じています。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。たしか1回目、2回目のときにも、計画図書と図面とは扱いが違うようにしてもいいのでないかと。まさにおっしゃるように、微細な後追いの変更とか、そういったところについては、ほぼ作業ベースになっているものを法定協議まで同じ手続が必要かという話はあったと思いますので、そのあたりは少し書き加えることができるかと思います。どうもありがとうございました。

今、県の方の意見を踏まえて、北村先生、広田先生、何かありましたらよろしく願います。

【北村委員】 現行でも、国土利用計画法の9条の10項か何か、政令で定める軽易な変更というのは協議が要らないと、こういうふうに書いてございますよね。ただ、その政令で定める軽易な変更というのは、市町村名の変更とか区域の変更とか、そういうほんとうに軽易な変更についてのみ適用除外としているのをどこまで……、軽易な変更というのは法令用語なものですから、それをいじらずに政令でたくさん書けるかというのはちょ

つとあるんですが、それは1つあるような気がいたしました。

それ以外の点なのですけれども、9条1項は策定するものとするを書いてあって、策定しないことを許していない仕組みになっております。今のお話を伺っておりますと、それなりの機能があるということですので、これは国としても何とかつくって欲しいよというので義務づけているわけです。ですから、自治事務というのは、義務的自治事務になっているわけです。

例えば、小さな自治体が景観法をとるか取らないか、これは自分たちで決めることができますが、これは任意的な自治事務です。あるいは屋外広告物条例をつくって、屋外広告物法を実施するかどうか、これは自治体の決定ですから、裁量があるわけですから、この計画についてはそれがなく、やれという話になっているわけです。

しかし、これは自治事務であって、法定受託事務じゃないんですよね。それを考えたときに、どこまでを国が関与するのかというのは政策問題かというふうに思います。

例えば、ここの中にもありましたとおり、国とご相談したほうが、結果的にクオリティーが上がるのだ、あるいは後の事後的な調整についても話がついているから、話がうまくいくのだと、こういうふうに思われる県も当然ありましょし、それよりも手続がうっとうしいと、こういうふうに思われる県があるとすれば、策定は義務づけると。だから、9条1項は変えないとしても、9条10項の必須だ、手続はこれしかないというふうに国会が決めるのか、メニューを示して、どれを選ぶのかは自由ですと。それが手続に反映するとすれば、そのコストは県が負ってくださいというふうに一種突き放すのか、これは制度設計としてはあり得るのかなと。

冒頭、一国一制度というのは協議しかないのかというのを、手続上ですよ、そういうことを念頭に置いて発言したのでございまして、住民に対して十分なクオリティーを持つ計画がつかれるかつかれないかというのは、これは県の重要な県民に対する責任でありますから、手続をそこまでしなくても大丈夫だと、それよりも大事なことがあるというふうにお考えになる県があるとすれば、そこを押さえつけて、絶対これだということを、自治事務だからないのかなというのは私の今の段階での考えでございまして。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。今のは非常に大きなヒントをいただいたと思うので、少しそのあたり、最後に整理していただけますか。

広田先生、いかがですか。

【広田委員】 改めて資料2の2ページの一番下の部分をちょっと読んで、協議を意見聴取に変更したとしても、総合調整はできるのではないかとということだと思うんですけれども、ちょっとここら辺の判断が私にはつかないところがあって、先ほど申し上げたのは、土地利用基本計画の制度自身は必要だという話で、法定協議を廃止であるとか、意見聴取であるとか、そういう形に変えても、総合調整とかマスタープラン機能というのが維

持できるのであれば、そういう選択肢もあるのかなというふうに、県さんのご意見を聞いて少し感じたんですけれども。

どうしてもやはり協議でないと、土地利用基本計画が持っている、先ほど申し上げた総合調整等々の機能を果たすのが無理だというのであれば、やっぱり協議というような手続はあったほうがいいと思うんですけれども、私は実態面も少し疎いので、その判断が私自身はちょっとつかないんですけれども。

【中出委員長】 そうですね。今後ちょっと、この取りまとめをした後、実際に何らかのアクションを起こすときに、今言われたあたりは、それこそ担当者じゃないとわからない部分もあると思うので、そこらあたりは、今、広田先生の意見を踏まえて動いてもらえればと思うんですが。

【広田委員】 先ほど兵庫県さんのほうから、関西広域連合がこういうような提案というか要望を出しているというのは、制度そのものを否定されているわけではないでしょうから、協議ということを外したとしても大きな問題はないと判断されているんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりのところはどうなんでしょうか。

【中出委員長】 多分、私がかうがった見方をすると、関西の府県は、わりと計画策定能力にたけているところがあって、国と協議しなくても自分たちでできるとっておられて、ちょっと誤解を生む発言だといけないんですが、一応国と調整をしたほうがいいかなと思っている県もあるということだとすると、なかなか47都道府県が同じ温度で一定の感覚ではないという意味で、先ほど北村先生から、制度の中でいろいろ対応が違えるような形ということはあるのかもしれないなと思ったんですが。

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

【新潟県中村委員】 先ほど、計画書策定のことについて意見を述べましたけれども、栃木県さんのほうで計画図の話が出ましたので、当県の出させていただいた意見も踏まえて発言させていただきたいと思います。

先ほど、栃木県さんのほうで、計画図の変更について協議範囲の縮小ということをおっしゃられたかと思うんですけれども、これについて、当県としても同じような意見を出させていただいております。

土地利用基本計画の変更というのは、今大きなのは、特に都市計画の線引きの見直しとか、用途地域の指定とか、市街化区域の拡大とか、そういうようなものが大体大きなのがあって、そちらについては、さまざまな協議を経て、これは市町村の中でも十分慎重に審議されてきて、県庁の中でも審議をしまして、最終的に国土利用計画法の協議や都市計画法の協議なども経て出されているんです。

そういうようなものと、ほかにも、先ほどお話しされていましてとおり、森林の林地開発計画のように、きちんと許可を受けて、森林審議会の審議を経て開発が終わって、現況に合わせて変更しているというような形で国と協議している、国土交通省さんと協議しているようなケースがあります。ただ、そのようなケースもあわせて、同じ土俵で協議することがほんとうに必要なのかなというようなところがありまして、森林の現況に伴った変更のようなものについては、そもそも協議から外してもいいんじゃないかというような形で出させてもらいました。

あとそのほかに、幾つか検討する余地のあるような変更案件は計画図の中ではあると思うんですけども、今回示されている中では、特に具体的な内容についてはないようなんですが、今後の検討課題にしていくほうがいいのではないかなと思います。それによって、各都道府県さんの事務軽減になりますし、国土交通省さんにとっても事務軽減になるのではないかなと思っておりますので、先ほどの栃木県さんの発言の補足という形でさせてもらいました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。例えば協議が必要でなくなったときに、資料2の最後のところに、「必要性が特に高いと認められる場合に国の側から協議を求める仕組み」というのは、イギリスなんかだと、もともと国がプランニング・ポリシー・ステートメントみたいなものを持っていて、それに対して自治体の計画がそぐわない場合には国務大臣がとめることができるような制度になっているのに対して、なかなか日本ではそういうような形で、じゃ、何を協議に、特に高いと認めるかということに対して、国の方針そのものをまず打ち出さないと、なかなか協議を求めるということに基準を決められなくて、下手すると後出しじゃんけんみたいに、何でもかんでも協議を求めるということで、結局形骸化するか、あるいは全く何もしなくなるかということになってしまうということもあるので、そこらあたりがちよっと懸念されるところです。

この2ページの最後の「必要性が特に高いと認められる場合に国の側から協議を求める仕組み」と書くと、非常にスマートなような気がするんですけども、実際にこれを運用しようと思うと結構大変なんじゃないかなと思うところがあるなというのが私の印象です。

ほかにかがでしょうか。

【北村委員】 確認なのでございますけれども、協議というのは法令用語で、9条20項に書いてありますが、協議の終了の判断というのはどのような形で示されるものなのでありましょか。もういいですというのは国が言うのか自治体が言うのか、あるいはあうんの呼吸でこんなもんだというふうになるのかということなのであります。

【藤原国土管理企画室長】 これまでの運用ですと、最終的に折り合いがつかなかった、

何らかの一定の結論は全て出していまして、最終的には事前の調整というもので内容を整えた上で、最終的には書面で協議を求めるというものを都道府県から国土交通大臣に対して出していただいて、国土交通大臣のほうでは、関係各所と調整を図った上で、協議については異議がない旨を公文書として回答すると、そういう手続をとっておりました。

【北村委員】 じゃ、国のほうでおっしゃるわけですね。

【藤原国土管理企画室長】 はい。

【北村委員】 ありがとうございます。今のお話を伺っていて、協議を要する範囲をなるべく縮小していこうじゃないかという発想は、誠に結構かと思うんですね。ただ、現行法ですと、国土利用計画法施行令の3条が軽易な変更というのを定義しておりまして、具体的には市町村域の変更と、これ合併とか多分そういうのがあったときに変わらなくちゃいけない、こんなのは確かに協議は要らないでしょうということなんですね。逆に言えば、それ以外は全て協議が必要だと、こうなっていまして、これはどう考えても、箸の上げ下ろしまで全部見るというふうになるわけです。

この政令の読み方なのですが、軽易なものを限定列举されてしまっていると考えなのか、スペースはあって、とりあえず3つぐらい入っているというふうに考えるのか、これは法制局様がどういうふうにお考えになるかによって全く違ってまいりますけれども、分権のことを考えると、もっと関与を少なくするということは例外を増やすということと表裏一体ですので、現行法のもとでどうするかというのは、1つはそこに協議不要のカテゴリーをふやしていくというのが、例えば自治体からの要望をたった1つ受けとめるものになるかもしれません。

しかしそれは、いやいや、そうじゃなくて、そういうほんとうに軽微なものしか軽微じゃないんだと、こういうふうに言われちゃうと、ちょっとどうしようもないことになってはまいります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。最後まとめるときに、そのあたりもちょっと確認していただいて、整理してもらって、これの方向性を書くようにしてもらえればと思います。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしければ、各省庁から来ているオブザーバーの方々で何かご発言があれば承る時間、まだあと10分ありますので、よろしければ。あまりちゃぶ台をひっくり返すような発言をされても困るんですけども。よろしいでしょうか。

それでは、一通り議論をしていただきました。中間とりまとめ（案）について、今日

幾つか先に進めることのできそうなご意見やアイデアもご提示いただきましたので、これらの意見をもとに私と事務局で相談させていただいて、修正作業をして、私、委員長一任のもとで公表させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【中出委員長】 どうもありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

では、全体の議論を一応まとめることができたと思いますので、若干時間は残しておりますが、その他について何かございましたら、意見を承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご熱心にご議論いただきましてありがとうございます。この検討会ですが、本日ご議論いただきました中間とりまとめ(案)を修正させていただくという前提ではありますが、一旦区切りをつけることとなります。それでは、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

【福島国土管理企画室専門調査官】 委員の皆様、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。それでは、閉会の前に、審議官の北本よりご挨拶をさせていただきます。

【北本国土政策局審議官】 審議官の北本でございます。閉会に当たりまして、一言御礼申し上げたいと思います。

このたびは、中出委員長はじめ、各委員の皆様方、北村委員、広田委員、それから栃木県の大塚委員、新潟県の中村委員、兵庫県森田委員、それから本日御欠席でございますが、内海委員におかれましては、お忙しいところ、この検討会にご参加いただきまして、また、ご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。また、農林水産省、環境省及び国土交通省の関係省庁の方々にもオブザーバーとしてご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

本年1月からという短い期間の中でこのように取りまとめをいただきましたことを、心より感謝申し上げます。この土地利用基本計画でございますけれども、分野横断的、主体間横断的な土地利用の総合調整を図るということで、昭和49年に制度が運用されてきたわけでございますが、以来40年がたちまして、今日さまざまな社会経済情勢が変わってきていると。地方分権も含めまして、法制定当時とは対応すべき土地利用上の課題、あるいは制度運用上の課題というものの変化ってきているというふうに思います。

本年1月から本検討会におきまして、このような周辺状況の変化も踏まえた上で、土地利用基本計画制度のあり方をご議論いただいたところでございます。おかげさまで土地利用の総合調整の必要性を改めてご議論いただき、ご認識いただき、また土地利用計画

制度の今日的な意義でありますとか地方分権改革を踏まえた国への協議のあり方などにつきまして、有意義なご議論をいただいたと。また中間とりまとめを、若干修正は入りますけれども、おまとめいただいたというふうに思っております。

今回いただきました中間とりまとめで、本検討会は一旦区切りとさせていただきます、私どももこれを踏まえまして、地方分権への対応を含め、今後の土地利用計画に関する施策を進めてまいりたいと。

とりわけ分権対応につきましては、途中で私もちょうと発言させていただきましたけれども、ここで出されましたご意見を踏まえつつ、また法制的な検討も行わせていただく必要が、法制面の変更を伴う場合には必要だというふうに考えておりますし、また関係行政機関の意見も十分把握した上で、分権での有識者の意見も踏まえた上で最終的に判断していきたい、政府として判断していきたいというふうに思っております。

それ以外にも、今日、広田委員からご意見がありましたように、この土地利用基本計画の有効な使い方といいますか、そういったものをいろいろ私どもも先進事例を踏まえつつ検討し、各自治体の皆様方にもお知らせしていくということも重要なのかなというふうに感じました。

加えまして、今日はあまりご議論はなかったかもしれませんが、この土地利用基本計画制度の果たすべき役割というものを改めて見直しまして、あるべき方向性について、今後とも継続的に検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにしましても、かなり短期間にこのような取りまとめをさせていただくということで、各委員におかれましては、この検討会の場以外でもいろいろご意見を伺いに行ったり、あるいはご検討をお願いしたりということで、かなりご無理なお願いをしてきたかと思いますが、その点、ご理解、ご協力いただきまして、深く深く感謝申し上げる次第でございます。

この土地利用基本計画制度でございますが、いずれにしましても、総合的な土地利用の調整を行う制度ということでございますので、分野横断的、主体間横断的な観点からの視点が非常に重要でございます。今後とも引き続き、皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、このたびの御礼を改めて申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

【福島国土管理企画室専門調査官】 それでは、これもちまして、第4回土地利用基本計画制度に関する検討会を終了いたします。中間とりまとめにつきましては、中出委員長とご相談しつつ、事務局にて修正作業を行い、公表したいと考えております。このたびは4回の検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。

(了)

